区分・種別	県指定有形文化財(建造物)		
名　　称	松山神社(まつやまじんじゃしゃでん)社殿　５棟 本殿・石の間・拝殿１棟、唐門１棟、透塀２棟、裏門１棟 附　棟札（元治二年乙丑三月）１枚、板札（元治元歳子）1枚、木造獅子口３具、 　附　御供所廊１棟、手水舎１棟、木造鳥居1基		
所　在　地	松山市祝谷東町		
所　有　者	宗教法人松山神社	管 理　団 体	
指定年月日	令和3年2月24日		
解　　説	松山神社は、松山城の北東に位置し、元治(げんじ)２年（1865）に伊予松山藩が造営した東照宮社殿で、往時の社殿群がほぼ完存している。本殿・石の間・拝殿は連結した複合社殿の権現造(ごんげんづくり)で、石の間を古式の土間床とし、東照宮社殿の本来の形式を踏襲している。良質の檜を使用し、一切の彩色を加えず白木造である。本殿正面の桟唐戸(さんからど)他に大きな葵文を陽刻した檜の一枚板が使用されている。 建築技術的にも柱数を少なくして豪放な架構で建てる江戸時代後期の高い水準をよく示し、日本の伝統的社寺建築の一つの到達点を表すものとして価値がある。江戸時代の造営時のほぼ全社殿の残存例は極めて少なく、有力な社寺の境内景観を知る上で貴重なものである。 本社殿は、権現造の東照宮社殿として全国的にも重要で、江戸時代末期の愛媛県の社寺建築の特色や建築技術の高さを示し、高く評価できる。		

松山神社社殿

桟唐戸